

## 【原則 4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する要件に加え、当社独自の独立性基準を以下のとおり定め、全ての要件を満たす場合、十分な独立性を有しているものと判断しております。

1. 現在および最近 10 年間に於いて、当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者でないこと
2. 現在および最近 3 年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと
  - ①当社グループの取引先で、当社グループの年間取引金額が直近事業年度における当社の連結売上高の 2% を超える会社の業務執行者
  - ②当社グループを取引先とし、当社グループとの年間取引金額が当該取引先の年間連結売上高の 2% を超える会社の業務執行者
  - ③当社グループが借入れを行っている金融機関で、直近事業年度末の借入金残高が当社の連結総資産の 2% を超える借入先の業務執行者
  - ④当社グループから役員報酬以外に年間 1 千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家
  - ⑤当社の大株主（総議決権の 10% 以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
  - ⑥当社グループより、年間 1 千万円を超える寄付金を受領している団体の業務執行者
  - ⑦当社グループとの間で、役員を相互派遣している会社の業務執行者
  - ⑧上記①～⑦のいずれかに該当する者（但し業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは部長格以上の業務執行者に限る）の配偶者または二親等以内の親族でないこと

3. 現在および最近5年間において、当社グループの業務執行取締役、執行役員および部長格以上の業務執行者であった者の配偶者または二親等以内の親族でないこと